

# 社会的養護学習支援事業実施要領

大阪府より受託した「社会的養護学習支援事業」を実施するにあたり、必要な事項を定める。

## 1 目的

本事業は、児童養護施設および母子自立支援施設に一時委託保護され生活している児童について、当該児童の虐待等からの安全確保や行動観察、生活指導等を通じた総合的判断を行う必要があることから学校への通学が困難となるため、一時委託保護されている施設に学習支援員を派遣し児童の学習を支援することにより、児童が家庭の養育環境に左右されずに基礎・基本の学力の維持を図ることを目的とする。

## 2 事業の対象者

児童福祉法およびDV防止法、売春防止法に基づいて、必要な施設に大阪府の委託により一時保護されている児童。

## 3 学習支援場所

学習支援員の派遣先は、対象児童が委託一時保護等されている施設（大阪府内にある施設に限る）とする。

## 4 業務内容

委託一時保護等された児童がいる施設に対し学習支援員を派遣し、国語、算数（数学）、理科、社会、英語を中心とした学習支援を行う。

学習支援は、1回あたり準備や片付けの時間も含めて3時間程度とする。

## 5 実施体制

学習支援を行うにあたり配置するスタッフは次のとおりとする。

### ①学習支援員 対象児童が委託一時保護等されている施設に赴き、学習支援を行う。

学習支援員は、教員免許取得者、教員等を目指している学生や福祉課程を専攻している大学生、あるいは学習塾や家庭教師等学習支援経験のある者とし、本会の選考により学習支援員として登録され、本会の依頼に基づいて学習支援を行うものとする。

学習支援員に対する報酬は別紙のとおりとする。

### ②学習支援コーディネーター 施設からの依頼を受けて学習支援員の派遣調整を行う。

また、必要に応じて自ら学習支援員として施設に赴き学習支援を行うこともある。

学習支援コーディネーターは、教員資格免許取得者、あるいは学習塾や家庭教師等学習支援経験のある者とし、本会において選考し採用する。

学習支援コーディネーターの給与は別紙のとおりとする。

## 6 実施方法

### (1) 学習支援員の登録・派遣

- ① 本会において、学習支援員を募集し配置要件を確認の上、選考し登録を行う。
- ② 本会において、対象となる児童が一時保護されている施設からの連絡を受け、①で登録した学習支援員を派遣する。
- ③ 学習支援員の派遣人数は、委託一時保護等児童のいる施設、1施設につき1名の派遣とする。

### (2) 学習支援の方法

- ① 学習支援員は、児童が一時保護等より前に有していた基礎・基本の学力を維持できるよう、教材を用いた学習支援を行う。
- ② 使用教材については、個々の児童の学力レベルに応じた教材を提供する。

### (3) 学習支援に係る費用

- ① 本会において、学習支援に必要な教材の費用を負担する。
- ② 本会において、学習支援員の施設内あるいは施設への移動の間における災害等にかかる保険料を負担する。

## 7 利用者情報の提供と個人情報の保護

- ① 対象児童に関わる情報については、対象児童の支援を行うのに必要な範囲及び必要な機関に対してのみ情報提供を行うものとし、本事業による事務を行うための個人情報の取り扱いについては本会「個人情報保護規定」によるものとする。
- ② 学習支援員および学習支援コーディネーターは、学習支援等を行うにあたり知り得た秘密を漏らしてはならない。学習支援員および学習支援コーディネーターの業務に従事しなくなった後も同様とする。

## 8 安全管理

学習支援員は、学習支援の実施中、危険を防止する措置を講じるとともに、事故等の発生時には当該施設に迅速に伝えるとともに、的確な対処を行うものとする。

## 9 補 足

この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

(別表1)

1. 学習支援員の報酬

報酬 1回3時間	5,000円(税含む) 交通費を含む
-------------	-----------------------

2. 学習支援コーディネーターの給与

専門嘱託職員として (週33時間45分)	217,700円 交通費は別途支給
-------------------------	----------------------